



Press Release

報道関係者 各位

平成27年6月26日（金）

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 松尾 辰二（内線 3661）

（直通電話）03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 楠田 裕子（内線 3582）

（直通電話）03(3595)2794

（代表電話）03(5253)1111

日本年金機構 国民年金部

部長 町田 浩

（直通電話）03(6892)0764

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

厚生労働省では、このほど、平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」と、平成26年4月分から平成27年3月分までの保険料のうち平成27年4月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」、更に今後の取組等についてまとめています。

- 平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率（※1）は、67.8%
（24年度末から8.8ポイントの伸び）
- 平成25年度分（過年度1年目）の納付率（※2）は、67.2%
（25年度末から6.3ポイントの伸び）
- 平成26年度分の現年度納付率は、63.1%
（対前年度比+2.2ポイント）

（※1）平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率：平成24年4月分～平成25年3月分の保険料のうち、平成27年4月末までに納付された月数の割合。

（※2）平成25年度分（過年度1年目）の納付率：平成25年4月分～平成26年3月分の保険料のうち、平成27年4月末までに納付された月数の割合。

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(概要)

平成27年6月26日
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について（概要）

国民年金保険料の納付状況と要因

- 平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率は67.8%で、平成24年度末時点と比べれば+8.8ポイントである。
- 平成26年度分の現年度納付率は63.1%で、前年度と比べれば+2.2ポイントである。
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）をみると312事務所中311事務所の前年度より上昇している。（平成25年度は311事務所の上昇）
- 都道府県別の納付率（現年度分）をみると、すべての都道府県で前年度より上昇している。（平成25年度はすべての都道府県で上昇）
- 納付率改善の要因としては、特別催告状による納付督促の対象者の拡大、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携による納付督促の強化、などが考えられる。

	平成24年度末時点	平成25年度末時点	平成26年度末時点
平成24年度分保険料	59.0%	63.5% (+4.5ポイント)	67.8% (+4.3ポイント)
平成25年度分保険料		60.9%	67.2% (+6.3ポイント)
平成26年度分保険料			63.1%

注1：（ ）内は前年度からの伸びである。

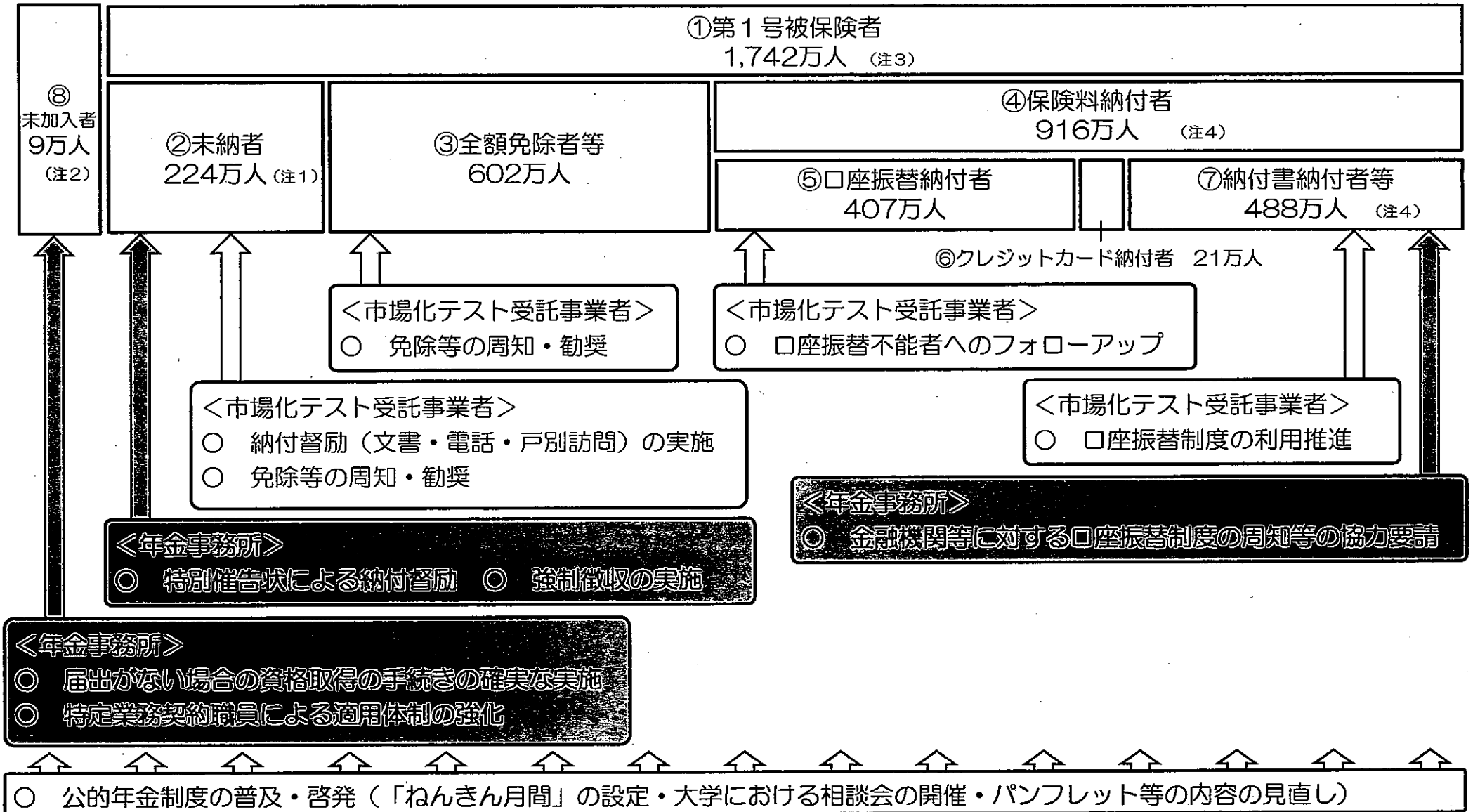
注2：平成26年度分保険料については、納付対象月数13,651万月（対前年度比△5.7%）、納付月数8,607万月（対前年度比△2.4%）である。

平成27年度の子な取組

- 未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化を図る。具体的には、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、納付督促、免除等勧奨、強制徴収を実施する。また、年金事務所において必ず実施する取り組みを具体的に定め推進するとともに、若年層の納付督促を強化する。
- 機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定するとともに、それを推進する役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携体制を強化する。
- 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者に督促を実施する。また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設ける。
- 悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を推進する。

被保険者属性ごとの取組について

(平成27年3月末現在)



注1：未納者とは、24か月（平成25年4月～平成27年3月）の保険料が未納となっている者。

注2：平成16年度までの調査結果に基づき線形推定した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者（24万人）が含まれている。

注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成26年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率に影響を与える背景等について	
(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題	6
(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化	8
(3) 未納者に対する納付督促	9
3. 平成26年度における収納対策の取組状況について	10
4. 平成27年度の収納対策について	15

1 平成26年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約97%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約224万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約3%)

《公的年金加入者の状況(平成26年度末)》

6,721万人				
公的年金加入者 6,712万人				
第1号被保険者 (注3) 1,742万人		第2号被保険者等 4,038万人		(注3) 第3号被保険者 932万人
免除者 380万人 学特・猶予者 222万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注3) 3,599万人	共済組合 (注4) 439万人	
未納者 224万人 (注1)		} 233万人		
未加入者 9万人 (注2)				

注1)未納者とは、24か月(平成25年4月～27年3月)の保険料が未納となっている者。

2)従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3)平成27年3月末現在、第1号被保険者には、任意加入被保険者(24万人)が含まれている。

4)平成26年3月末現在。

5)上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6)平成27年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成25年4月～27年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成26年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成24年度分の最終納付率は67.8%

(平成24年度末と比較して+ 8. 8ポイント)
(平成26年度末時点)

② 平成26年度分の現年度納付率は63.1%

(対前年度比+2. 2ポイント)

納付率の推移

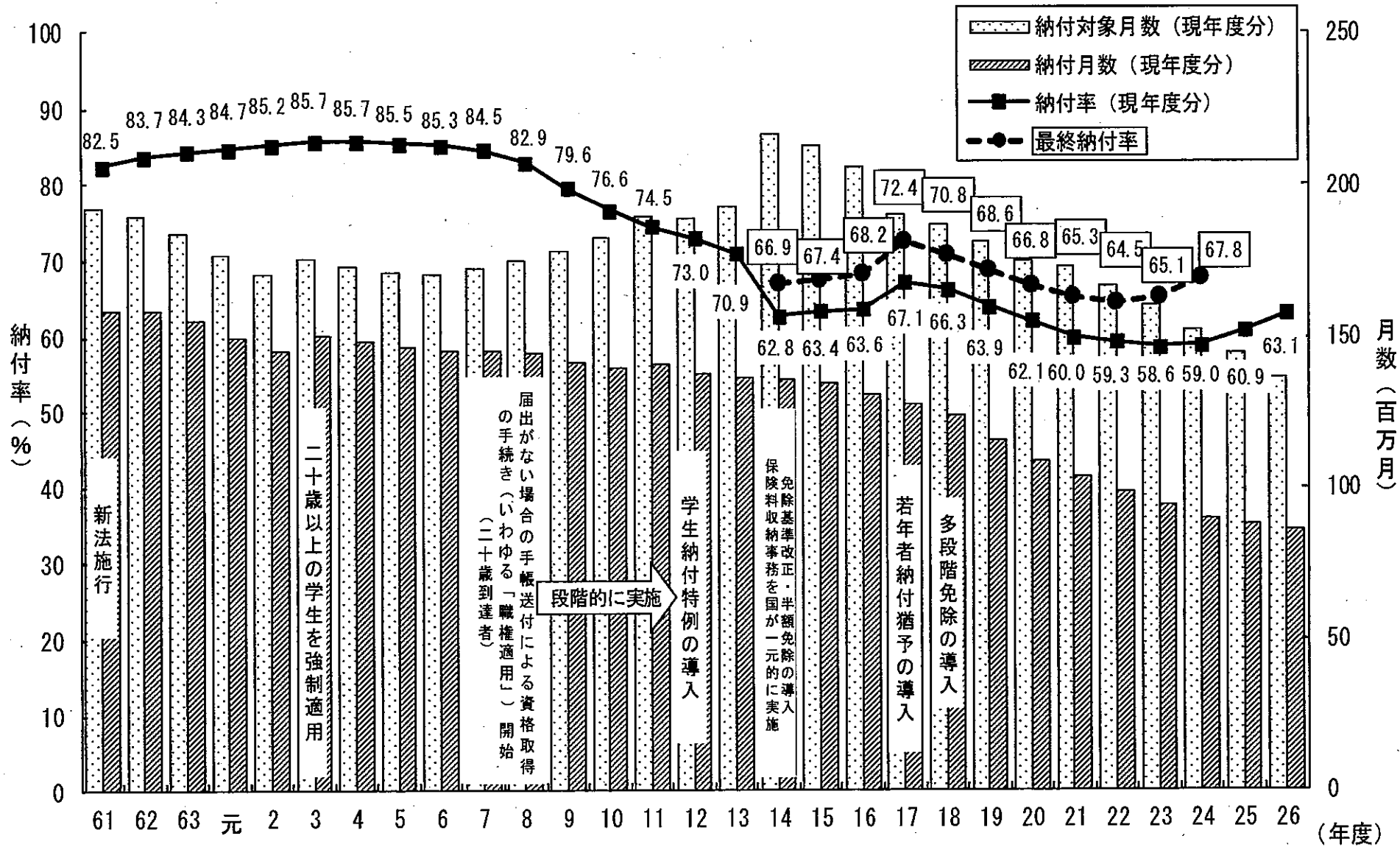
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
21年度分 保険料	60.0%	63.2%	65.3%			
22年度分 保険料		59.3%	62.2%	64.5%		
23年度分 保険料			58.6%	62.6%	65.1%	
24年度分 保険料				59.0%	63.5%	67.8%
25年度分 保険料					60.9%	67.2%
26年度分 保険料						63.1%

※ 最終納付率は、平成24年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

納付率の状況

○平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率は、67.8%。

（平成24年度末から+8.8ポイント、平成25年度末から+4.3ポイントの伸び。）

○平成25年度分（過年度1年目）の納付率は、67.2%。（平成25年度末から+6.3ポイントの伸び。）

	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
平成24年度分 (対前年度末伸び)	59.0%	63.5% (+4.5ポイント)	67.8% (+4.3ポイント)
平成25年度分 (対前年度末伸び)	—	60.9%	67.2% (+6.3ポイント)

○平成26年度分（平成26年4月分～平成27年3月分）の現年度納付率は、63.1%。（対前年度比+2.2ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成25年度 (対前年度比)	8,817万月 (Δ2.1%)	14,481万月 (Δ5.2%)	60.9% (+1.9ポイント)
平成26年度 (対前年度比)	8,607万月 (Δ2.4%)	13,651万月 (Δ5.7%)	63.1% (+2.2ポイント)

- ・現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、311事務所で前年度より上昇している。都道府県ごとの納付率をみると、全都道府県で前年度より上昇している。（平成25年度は311事務所、全都道府県で前年度より上昇）

日本年金機構の中期計画及び平成26年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の第2期中期計画（平成26年4月～平成31年3月末）では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指すこととしている。
- 平成26年度の年度計画では、
 - ・平成24年度分の最終納付率は、平成24年度の現年度納付率から少なくとも6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成25年度分の平成26年度末における納付率は、平成25年度の現年度納付率から少なくとも4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成26年度分の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年度実績を上回る水準を確保すること
 をそれぞれ目標とした。



- 平成24年度分の最終納付率は67.8%（平成24年度末と比較して+8.8ポイントの伸び）となり、中期計画及び年度計画の目標を達成した。
- 平成25年度分の平成26年度末における納付率は67.2%（平成25年度末と比較して+6.3ポイントの伸び）となり、中期計画及び年度計画の目標を達成した。
- 平成26年度分の現年度納付率は63.1%（対前年度比+2.2ポイント）となり、年度計画の目標を達成した。

平成26年								平成27年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.8% (+0.6%)	55.1% (+1.7%)	57.0% (+1.7%)	56.4% (+1.6%)	57.0% (+1.7%)	57.7% (+1.6%)	58.6% (+1.7%)	59.8% (+1.6%)	60.5% (+1.7%)	61.4% (+1.9%)	62.3% (+2.1%)	63.1% (+2.2%)

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率に影響を与える背景等について

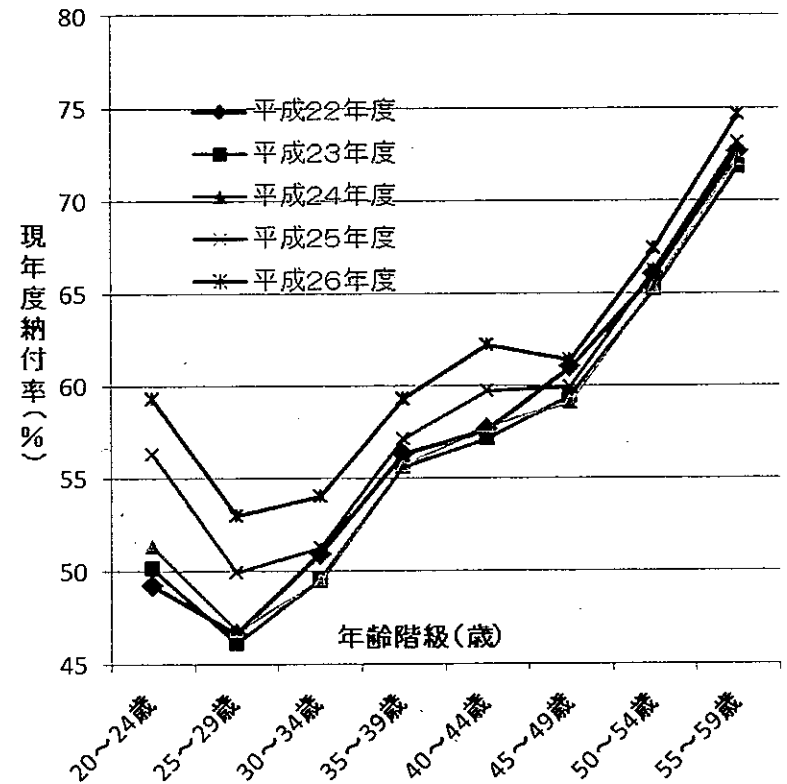
(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題

- 平成22年度から平成26年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。
平成26年度は、すべての年齢階級において前年度を上回っているが、特に、20歳代での伸びが大きくなっている。また、年齢階級が上がるにつれて現年度納付率が上昇していく傾向は例年と同様である。
- 現年度納付率については、平成24年度から回復の動きが見られるが、納付率に影響を与える背景は、国民年金被保険者実態調査の結果から、次のように考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位:%)

	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8
平成24年度	51.3	46.8	49.4	55.7	57.8	59.1	65.3	72.2
平成25年度	56.3	49.9	51.2	57.1	59.7	59.9	66.2	73.1
平成26年度	59.3	53.0	54.0	59.3	62.2	61.4	67.4	74.6



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年以降の調査では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額(平均)			②第1号被保険者本人の総所得金額(平均)		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	108万円	152万円	96万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。(例…平成23年調査→平成22年の所得)

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由(主要回答)>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない(社会保険庁が信用できない)	すっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由(主要回答)である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」が3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にある。
- 第1号被保険者の年齢構成に大きな変化はなく、その変化が平成26年度の現年度納付率に与えた影響は、ほとんどないと考えられる。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成24年度	1,864 100.0	374 20.1	194 10.4	185 9.9	207 11.1	222 11.9	197 10.6	193 10.3	267 14.3	25 1.3	39.3
平成25年度	1,805 100.0	365 20.2	182 10.1	179 9.9	196 10.9	221 12.2	200 11.1	189 10.5	251 13.9	22 1.2	39.3
平成26年度	1,742 100.0	360 20.7	170 9.8	169 9.7	183 10.5	213 12.2	202 11.6	189 10.8	236 13.5	20 1.1	39.3

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(3) 未納者に対する納付督促

(詳細は資料3-1参照)

① 市場化テスト受託事業者による納付督促

- 市場化テスト受託事業者が納付督促活動によって獲得すべき保険料の達成目標の達成率は91.5%、最低水準の達成率は117.5%となり、達成目標には届かなかったものの、平成25年度(達成率87.1%)に比べ4.4ポイント改善した。

② 特別催告状による納付督促

- 保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、又は強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を989万件(平成25年度、568万件)発送した。発送後は、市場化テスト受託事業者との連携を図り電話、訪問督促を実施した。
- その結果、現年度・過年度を合わせた納付月数764万月、免除等承認月数691万月に結びついた。

《参考》

上記①、②を中心とした未納者に対する納付督促により、平成26年度の現年度納付率のうち、納期限後納付率が0.9ポイント上昇した。また、納期限内納付率も1.2ポイント上昇しているところであり、継続して取り組んできた特別催告状や市場化テスト受託事業者による督促により、納期限内に納付する者が増えたものと考えられる。

	平成25年度	平成26年度	前年度との差
納付率	60.9%	63.1%	2.2%
納期限内納付率	54.5%	55.7%	1.2%
納期限後納付率	6.4%	7.4%	0.9%

3 平成26年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~10参照)

- 国民年金保険料が未納となっている方に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を実施した。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携を図るため、債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、県単位で毎月開催する市場化テスト受託事業者と年金事務所との打合せ会議に出席させ、市場化テスト受託事業者への助言・提案を継続して実施した。また、本部において四半期毎に市場化テスト受託事業者からヒアリングを行い、督促実施状況を確認するとともに、達成目標の達成に向けた指導を行った。
- 年金事務所が実施する納付書等の送付時期及び送付対象者の情報を早期に市場化テスト受託事業者に提供し、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携を積極的に図った。
- 市場化テスト受託事業者の進捗管理や指導にあたっては、滞納者との接触状況や納付約束などの督促結果と実際の納付に結びついた月数を指標とし、目標達成に必要な督促件数の実施を徹底した。
- 平成26年10月の契約更改に当たっては、
 - ・納付督促体制の強化（夜間・休日における督促の強化、滞納者が多い地域における戸別訪問員の増員など）
 - ・訪問現場における育成指導の強化（訪問リーダーの配置を必須化）
 - ・事故の未然防止及び早期発見（品質管理責任者の配置を必須化）など受託事業における品質の管理向上を図る観点から実施要項の見直しを行った。

特別催告状による納付督促等

- 平成24年度から新たな取組として実施している特別催告状による督促を、平成26年度においては、さらに対象者を拡大して実施し、その後の年金事務所における電話督促、来所要請等、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、未納者への取組については一定の向上が図られた。

	送付件数	対象月数	納付月数	免除等承認月数
平成25年度	568万件	6,339万月	370万月	410万月
平成26年度	989万件	10,074万月	764万月	691万月

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

- 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)や特別催告状による督促、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成25年度	平成26年度	対前年度比(差)
全額免除者数等(割合※)	606万人(34.1%)	602万人(35.1%)	△4万人(+1.0ポイント)

※ 第1号被保険者数に占める全額免除者数(法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予)の割合

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

- 平成26年度の強制徴収の取組については、平成25年度において、一定の所得がありながら度重なる納付督促を行っても納付の意思がない者に対して確実に最終催告状を送付するなど取組を強化したことから、平成26年度に新たに最終催告状を送付した件数は減少したが、最終催告状を送付してもなお自主的に納付しない者については、徹底して滞納処分を行ったことにより、差押件数は前年度を大幅に上回った。

	最終催告件数	督促件数	差押件数
平成25年度	78,030件	46,274件	10,476件
平成26年度	65,654件	46,586件	14,999件
対前年度比(差)	△12,376件	312件	4,523件

その他

(資料3-1のp11参照)

- □座振替による納付については、第1号被保険者の減少により納付者数の伸びはみられなかったものの、利用率は、35.7% (対前年度比+0.1ポイント) と前年度と同程度の水準を確保した。また、クレジットカード納付者数も前年度と同程度の水準である中、コンビニエンスストア納付利用件数及び電子納付利用件数は大幅な伸びを示した。なお、電子納付利用件数については、平成26年度からゆうちょ銀行(郵便局)において、保険料収納事務を順次マルチペイメントによる処理に切り替えていることから、利用件数が増加している。

	□座振替納付者数	クレジットカード納付者数	コンビニ納付利用件数	電子納付利用件数
平成25年度	427万人	21万人	1,438万件	42万件
平成26年度	407万人	21万人	1,550万件	139万件
対前年度比	△21万人	△0.3万人	+112万件	+97万人

【総括】

国民年金保険料の主な収納対策としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促を、平成26年度において、さらに対象者を拡大しつつ着実に実施するとともに、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携の強化を図った。

平成24年度分の最終納付率は67.8%（平成24年度末比+8.8ポイント）となり、中期計画の目標（+5ポイント程度）を達成するとともに、平成26年度計画の目標（平成24年度末比少なくとも+6.5ポイント程度）も達成した。

また、現年度納付率は312年金事務所のうち311年金事務所が前年を上回る実績を確保した結果、63.1%（対前年度比+2.2ポイント）と改善した。

平成27年度は、中期目標期間中に最終納付率70%を前倒して達成することを目指し、引き続き平成26年度における取組ごとの効果測定に基づき獲得すべき納付月数や免除件数の目標を定め計画的・効率的な収納対策に取り組むこととする。また、特別催告状を中心とした納付督促を着実に実施するとともに強制徴収を強化する。

収納対策のスキーム（概念図）

- 納めやすい環境づくりの整備**
- 口座振替の推進
 - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

(口座振替率)

24年度末	25年度末	26年度末
35%	36%	36%
451万人	427万人	407万人
 - 口座振替による2年前納制度の導入 (利用件数) (H26.4~)

26年度
29万件
 - クレジットカード納付の導入 (利用状況) (H20.2~)

24年度	25年度	26年度
126万件	135万件	146万件
 - コンビニ納付の導入 (利用状況) (H16.2~)

24年度	25年度	26年度
1,316万件	1,438万件	1,550万件
 - インターネット納付の導入 (利用状況) (H16.4~)

24年度	25年度	26年度
41万件	42万件	139万件
 - 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報（平成26年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文書

H24年度	4,517万件
H25年度	4,347万件
H26年度	4,546万件

電話

H24年度	5,260万件
H25年度	4,439万件
H26年度	4,262万件

戸別訪問（面談）

H24年度	576万件
H25年度	757万件
H26年度	795万件

度重なる督促にも応じない

・ 質の向上
・ 効率化

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	24年度	25年度	26年度
最終催告状	68,974件	78,030件	65,654件
督促状	34,046件	46,274件	46,586件
財産差押	6,208件	10,476件	14,999件

・ 最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・ 督促状、財産差押の件数は、平成27年3月末現在

○ 市場化テストによる外部委託 (H17.10~)

	(実施対象事務所数)	(督促件数)
H20年度	185か所	1,669万件
H21年度	312か所	2,431万件
H22年度	312か所	3,436万件
H23年度	312か所	5,227万件
H24年度	312か所	6,500万件
H25年度	312か所	6,254万件
H26年度	312か所	6,131万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
 - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
 - 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
 - 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~、②申請免除手続きの簡素化H21.10~、③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
 - 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4~)

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成27年度の収納対策について

平成27年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 国民年金保険料収納対策を平成27年度計画の重点事項として位置づけ、機構全体、ブロック本部及び各年金事務所に於いて行動計画を策定し、計画的・効果的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納している者について、強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除制度等の周知や申請の案内を行う。
- 年金事務所において必ず実施する取組みを具体的に定め推進するとともに、若年者層の納付督励の強化を図るため、属性ごとのきめ細やかな取組を実施する。

<進捗管理の強化>

- 本部、ブロック本部、年金事務所の役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を週次で管理し、隔月でブロック本部長が出席する国民年金収納対策会議を開催するほか、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。また、必要に応じて国民年金担当グループ長会議を開催する。
- 納付率の向上や強制徴収の強化が見込まれ、機構全体の目標達成に大きな影響を与えると考えられる年金事務所を「国民年金保険料収納対策重点支援年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成26年度は、国民年金保険料収納対策が低調な事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定事務所」として30年金事務所を指定）

② 市場化テスト受託事業者との協力・連携

<受託事業者に対する進捗管理>

- 受託事業者ごとに督励実施状況等の分析及び進捗管理を徹底する。
- 機構本部において受託事業者とのヒアリングを四半期毎に開催し、ブロック本部からの報告等に基づく助言・提案・指導を実施する。
- ブロック本部は、各県単位で開催する受託事業者と各年金事務所との月例打合せ会議のほか年金事務所単位の打合せなどにも積極的に出席し、督励実績等の確認を行い、進捗管理を徹底するとともに、必要な助言・提案・指導を行う。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（特別催告状、納付書及びターンアラウンドによる免除申請書の送付対象者並びにその送付時期等）提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図る。

<平成27年5月開始事業における実施要項の主な改善点>

- 納付率の改善が急務である大都市圏においては、納付督励、免除等勧奨を強化するため、現年度納付率が全国平均以下、かつ滞納者数が30万人以上の都府県を対象に、都府県単位で滞納者1.0万人に1名の割合になるよう戸別訪問員を重点配置する。（他は1.5万人に1人の割合）
- 平日の夜間帯（午後6時以降午後9時まで）、土曜日、日曜日及び祝祭日に実施する督励は、他の時間帯や曜日に比べ接触率が良好であるため、上記時間帯における督励を必須とする。
- 戸別訪問員の育成・指導を担当する訪問リーダーの配置を必須とする。
- 事故防止と業務品質の管理、向上を担当する品質管理責任者の配置を必須とする。
- 受託事業者との連携を強化し、効果的な督励を行うため、年金事務所ごとの打合せを可能な限り実施する。

③ 強制徴収の取組強化

<強制徴収の着実な実施及び管理>

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きへの早期着手により、最終催告状の送付から1年以内に完結させるサイクルを確立し、最終催告状を送付したすべての者の完納を目指す。
また、強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者に督促を実施する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。
また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設けて、その取組と結果については全国及び都道府県単位でのきめ細かな広報を実施する。

<強制徴収担当職員のスキルアップ>

- 強制徴収担当職員のスキルアップを図るため、本部による集合研修(※)を引き続き実施するとともに、徴収ノウハウや好取組事例について積極的に共有を図る。
(※) 平成27年6月から平成28年2月の間に400人規模で開催。(平成26年度の受講者は約400人)

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成27年3月末現在、国税庁委任の形式的要件(注)を満たす滞納者については、年金事務所による取組により、約6割が納付済、約2割が差押済、残りの約2割が引き続き取組中となっている。なお、納付済のうち約3割弱は、国税庁への委任の対象となる可能性を説明したことにより納付に至ったものである。
(注) 納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号被保険者からの移行者）へのアプローチ強化

<「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。

<適用体制の強化>

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、本人から資格取得の届出がなかった者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ 口座振替制度の推進等

<口座振替制度の利用促進>

- 口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、口座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、口座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<口座振替不能者へのフォローアップの強化>

- 口座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

<公的年金制度の理解を図るための活動>

- 政府広報や市（区）町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

<地域における年金運営の展開に関する事業>

- 地域の関係団体と連携し、年金制度への理解を進め、若年者層の保険料納付の促進や年金手続きの円滑化につながる事業を展開する。
 - ・高校、大学及び専門学校向け説明会を中心に実施。
 - ・「わたしと年金」エッセイの募集。
- 厚生労働省において、大学、短期大学、専門学校等の学生を対象に、わかりやすい動画を活用した年金説明会を実施する。

<若年者に対する周知・広報>

- 大学構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

<パンフレット等の内容の見直し>

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

<市（区）町村への協力依頼>

- 所得情報の提供、市（区）町村の窓口や広報誌、ホームページにおける制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

<ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 更なる検討

○「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（報告書）
（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）に基づき、次の取組を進める。

1. 今年度から、督促対象者を段階的に拡大していき、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促の実現を目指す。
2. インターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする。
3. 悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を推進する。
4. 若者に重点を置いた広報活動を強化する。特に、若者を中心に年金制度への理解を促進するため、スマートフォンで年金見込額や手続等の年金情報が手軽に入手できる年金アプリを開発する。

平成26年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成26年度の取組実績)

【目次】

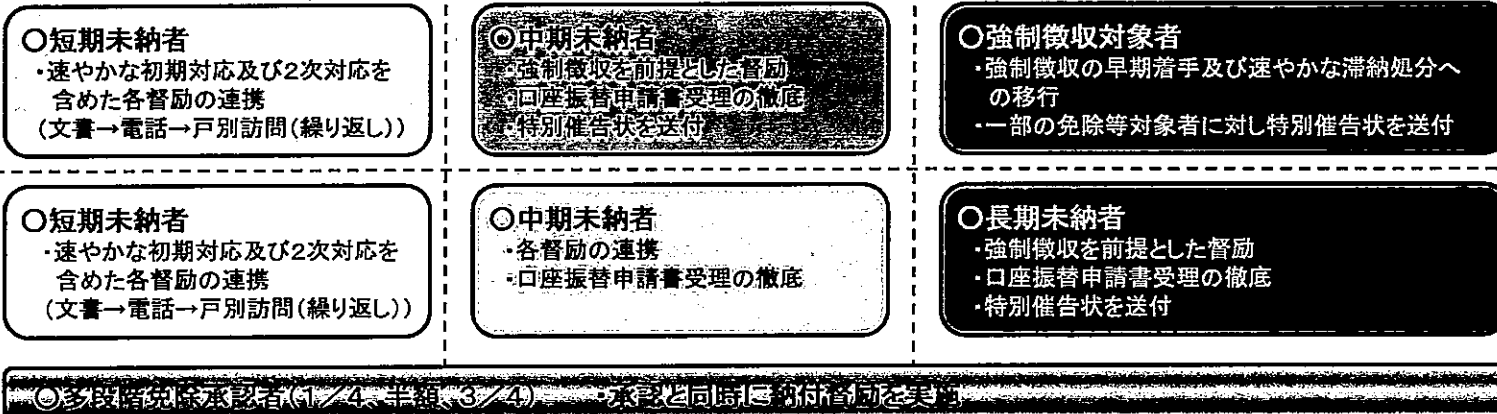
①平成26年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	11

① 平成26年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施した。
- また、免除勧奨を実施しても免除申請のない者又は強制徴収対象者の選定から除かれる者のうち、効果が見込まれる者を対象とした特別催告状の取組を実施した。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



納付月数の増加目標

「申請免除（全額・多段階）制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
 → 平成25年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨を徹底し、申請のない者に対しては特別催告状を送付
 → 継続免除却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

「学生納付特例制度」「若年納付猶予制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
 → 平成25年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨を徹底し、申請の無い者に対しては特別催告状を送付
 → 継続免除（若年）却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

免除等申請受理目標

未納月数

1 ~ 6

7 ~ 12

13 ~ 24

② 納付督促の実施状況

(取組状況)

- 平成26年度の納付督促は、特別催告状による督促を中心に年金事務所と市場化テスト受託事業者がより一層の連携を図り取組を進めた。
- 職員による納付督促は、特別催告状の拡大実施に伴う未納者からの電話や来所による納付相談を優先的に対応したことにより電話による納付督促件数は前年度を下回った。
- 市場化テスト受託事業者による納付督促は、戸別訪問督促及び文書勧奨に力を入れて取り組んだことにより、戸別訪問督促及び文書勧奨の件数は増加し、電話納付督促の件数は減少している。

区 分	職員が実施			市場化テスト事業者等が実施			合 計		
	25年度 実施件数	26年度 実施件数	対前年度比	25年度 実施件数	26年度 実施件数	対前年度比	25年度 実施件数	26年度 実施件数	対前年度比
電話納付督促	46万件	32万件	69.8%	4,394万件	4,230万件	96.3%	4,439万件	4,262万件	96.0%
戸別訪問督促	93万件	120万件	129.5%	664万件	675万件	101.6%	757万件	795万件	105.0%
文書勧奨	3,151万件	3,321万件	105.4%	1,196万件	1,226万件	102.5%	4,347万件	4,546万件	104.6%
合 計	3,289万件	3,472万件	105.6%	6,254万件	6,131万件	98.0%	9,543万件	9,603万件	100.6%

※ 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

③ 免除等の実施状況

- 市（区）町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ターンアラウンド）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施した。
- こうした取組の結果、平成26年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.0ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	平成25年度		平成26年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B-A)	割合 (ポイント)
第1号被保険者数	1,779万人	—	1,718万人	—	△61万人	—
全額免除者数等合計	606万人	34.1%	602万人	35.1%	△4万人	+1.0ポイント
法定免除者数	134万人	7.5%	134万人	7.8%	0万人	+0.3ポイント
申請全額免除者数	249万人	14.0%	245万人	14.3%	△4万人	+0.3ポイント
学生納付特例者数	176万人	9.9%	178万人	10.4%	2万人	+0.4ポイント
若年者納付猶予者数	46万人	2.6%	44万人	2.6%	△2万人	+0.0ポイント

(注1) 第1号被保険者数には任意加入者は含まない。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

④ 強制徴収の実施状況

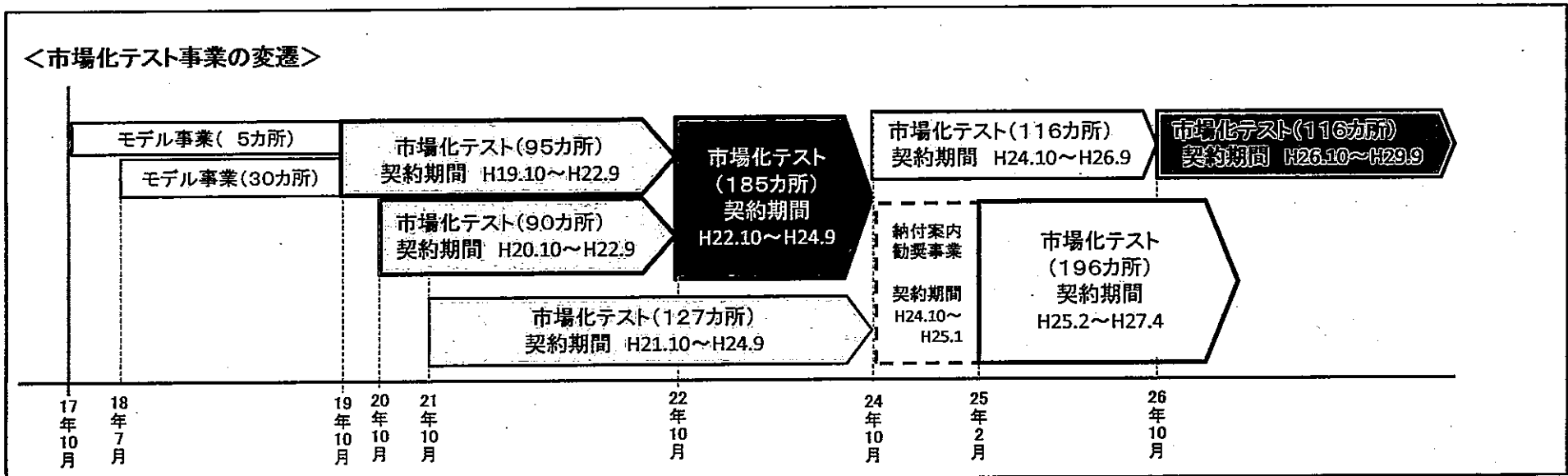
- 平成26年度の強制徴収の取組については、平成25年度において、一定の所得がありながら度重なる納付督促を行っても納付の意思がない者に対して確実に最終催告状を送付するなど取組を強化したことから、平成26年度に新たに最終催告状を送付した件数は減少したが、最終催告状を送付してもなお自主的に納付しない者については、徹底して滞納処分を行ったことにより、差押件数は前年度を大幅に上回った。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (A)	平成26年度 (B)	対前年度比 (B-A)	割合(%)
最終催告件数	24,232件	30,045件	68,974件	78,030件	65,654件	△12,376件	△15.9%
督促件数	10,583件	17,615件	34,046件	46,274件	46,586件	312件	+0.7%
差押件数	3,379件	5,012件	6,208件	10,476件	14,999件	4,523件	+43.2%

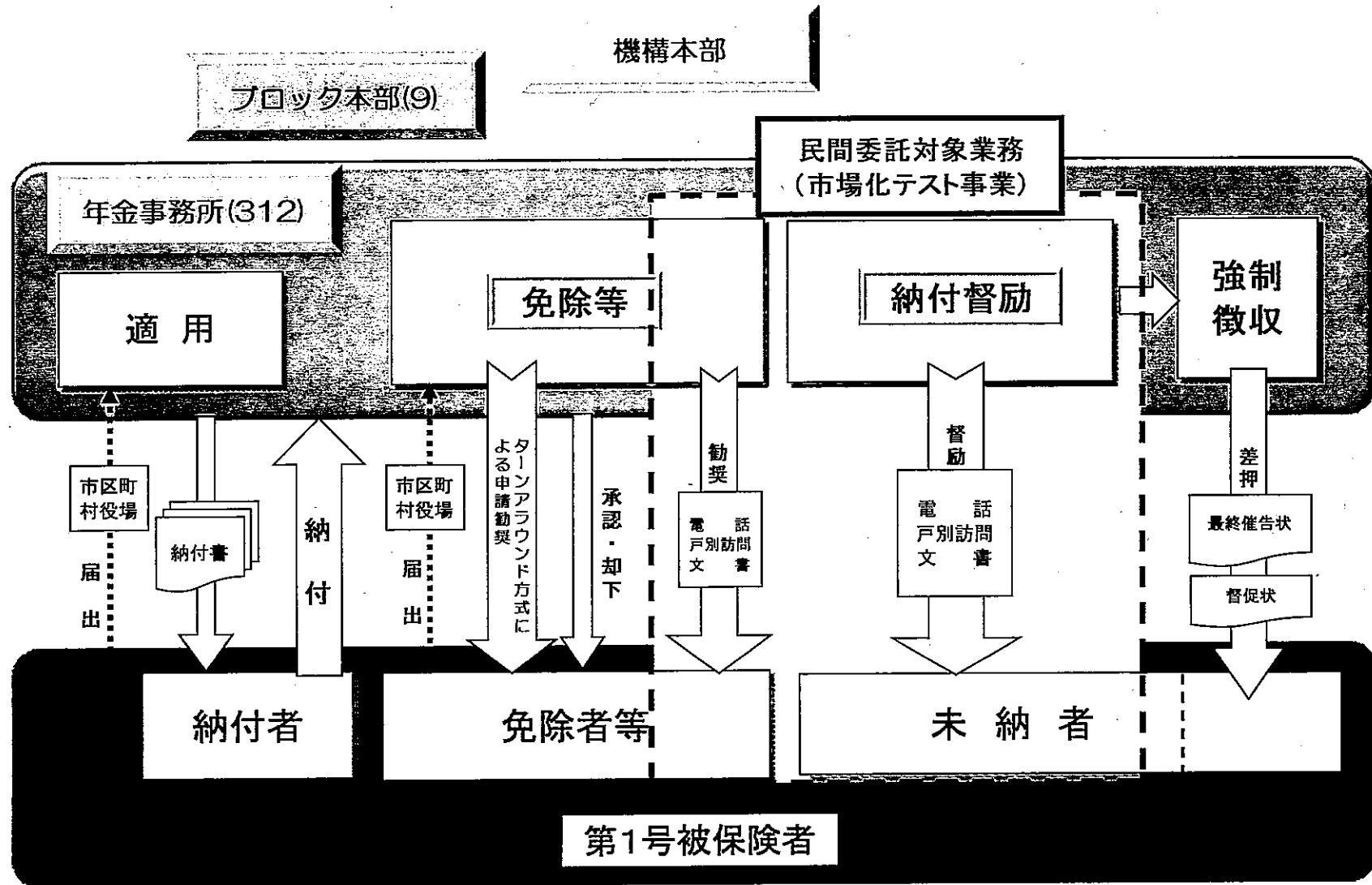
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
 なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」（平成22年10月からは「達成目標」という。）を設定。
- 平成18年 7月 ⇒ 30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月 ⇒ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月 ⇒ 90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月 ⇒ 127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所を実施。（免除等申請勧奨業務を追加）
- 平成22年10月 ⇒ 平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勧奨業務を追加し185か所の年金事務所で実施。
- 平成24年10月 ⇒ 平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、達成目標、実施体制の強化等を見直し、全312年金事務所を対象に入札を実施。116年金事務所において事業者が決定したが、196年金事務所においては入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勧奨事業」を実施。
- 平成25年 2月 ⇒ 入札が不調に終わった196年金事務所についての再入札を行った結果、平成25年2月から実施。
- 平成26年10月 ⇒ 平成24年10月開始事業の契約更改に伴い、116年金事務所を実施。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

達成目標の達成状況

(平成26年度)

(1) 事務所別の達成目標の達成状況(市場化テスト事業)

①平成24年度開始事業

- 保険料の達成目標については、平成24年10月開始の事務所(116事務所)のうち、現年度保険料はすべての事務所で達成できていないが、過年度保険料は2事務所達成している。平成25年2月開始の事務所(196事務所)では、現年度保険料は15事務所、過年度保険料は47事務所達成している。
- 免除等の達成目標については、平成24年10月開始の事務所(116事務所)のうち、113事務所達成している。平成25年2月開始の事務所(196事務所)では、190事務所達成している。

平成24年度開始事業	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成24年10月開始	116	0事務所	116事務所	2事務所	114事務所	113事務所	3事務所
平成25年2月開始	196	15事務所	181事務所	47事務所	149事務所	190事務所	6事務所
計	312	15事務所	297事務所	49事務所	263事務所	303事務所	9事務所

※ 平成24年10月開始事業(116事務所)の対象期間は、平成26年9月までとなる。

②平成26年度開始事業

- 保険料の達成目標については、平成26年10月開始の事務所(116事務所)のうち、現年度保険料は51事務所、過年度保険料は75事務所達成している。
- 免除等の達成目標については、平成26年10月開始の事務所(116事務所)のうち、104事務所達成している。

平成26年度開始事業	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成26年10月開始	116	51事務所	65事務所	75事務所	41事務所	104事務所	12事務所

※ 平成26年10月開始事業(116事務所)の対象期間は、平成26年10月からとなる。

◇市場化テスト事業における達成目標等の考え方◇

<達成目標の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの事業開始前年度納付率（見込）に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を達成目標としている。
 【加算率】… 平成24年度開始事業においては、日本年金機構中期計画に基づき、契約期間中の毎年度の率を設定（毎年度0.35%～0.85%程度上積み）。平成26年度開始事業においては、毎年度0.5%程度上積み。
- ② 過年度については、平成24年度開始事業においては1年目に4.0%程度、2年目に6.5%程度上積みすることとし、平成26年度開始事業においては1年目に3.0%程度、2年目に5.0%程度を達成目標とした。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの事業開始前年度納付率（見込）を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、事業開始前年度納付率に対し平成24年度開始事業においては1年目に2.8%程度、2年目に4.6%程度上積みすることとし、平成26年度開始事業においては1年目に2.5%程度、2年目に4.0%程度を最低水準とした。

(2) 納付月数の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

① 平成24年度開始事業

- 市場化テスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では85.7%、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では92.1%である。

平成24年度開始事業		事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	平成24年10月開始	116	1,144,024月	828,803月	824,100月	72.0%	99.4%
	平成25年2月開始	196	7,903,963月	5,842,299月	6,735,654月	85.2%	115.3%
	小計	312	9,047,987月	6,671,102月	7,559,754月	83.6%	113.3%
過年度保険料	平成24年10月開始	116	10,782,098月	8,473,645月	9,395,725月	87.1%	110.9%
	平成25年2月開始	196	20,399,830月	15,653,780月	19,336,219月	94.8%	123.5%
	小計	312	31,181,928月	24,127,425月	28,731,944月	92.1%	119.1%
現年度+ 過年度保険料	平成24年10月開始	116	11,926,122月	9,302,448月	10,219,825月	85.7%	109.9%
	平成25年2月開始	196	28,303,793月	21,496,079月	26,071,873月	92.1%	121.3%
	小計	312	40,229,915月	30,798,527月	36,291,698月	90.2%	117.8%

※ 平成24年10月開始事業(116事務所)の対象期間は、平成26年9月までとなる。

② 平成26年度開始事業

○ 市場化テスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、平成26年10月開始の事務所（116事務所）では103.0%である。

平成26年度開始事業		事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	平成26年10月開始	116	2,737,814月	2,536,746月	2,728,118月	99.6%	107.5%
過年度保険料	平成26年10月開始	116	1,649,593月	1,392,313月	1,791,983月	108.6%	128.7%
現年度+ 過年度保険料	平成26年10月開始	116	4,387,407月	3,929,059月	4,520,101月	103.0%	115.0%

③ 平成26年度全体（①+②）

○ 平成26年度全体でみた市場化テスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況は91.5%である。

平成26年度	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	312	11,785,801月	9,207,848月	10,287,872月	87.3%	111.7%
過年度保険料		32,831,521月	25,519,738月	30,523,927月	93.0%	119.6%
現年度+ 過年度保険料		44,617,322月	34,727,586月	40,811,799月	91.5%	117.5%

(3) 免除等承認件数の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

①平成24年度開始事業

○ 市場化テスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では116.3%、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では121.1%である。

平成24年度開始事業		事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
免除等 承認件数	平成24年10月開始	116	1,777,433件	1,681,510件	2,066,299件	116.3%	122.9%
	平成25年2月開始	196	3,396,227件	3,171,583件	4,112,447件	121.1%	129.7%
	小計	312	5,173,660件	4,853,093件	6,178,746件	119.4%	127.3%

※ 平成24年10月開始事業(116事務所)の対象期間は、平成26年9月までとなる。

②平成26年度開始事業

- 市場化テスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成26年10月開始の事務所（116事務所）では126.1%である。

平成26年度開始事業		事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
免除等 承認件数	平成26年10月開始	116	808,516件	777,406件	1,019,650件	126.1%	131.2%

③ 平成26年度全体（①+②）

- 平成26年度全体でみた市場化テスト受託事業者に対する達成目標の達成状況は120.3%である。

平成26年度	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
免除等承認件数	312	5,982,176件	5,630,499件	7,198,396件	120.3%	127.8%

督促の実施状況

- 市場化テスト受託事業者による納付督促は、戸別訪問督促及び文書勧奨の件数は増加し、電話納付督促の件数は減少している。

区 分	25年度	26年度	対前年度比
	実施件数	実施件数	
電話納付督促	4,394万件	4,230万件	96.3%
戸別訪問督促	664万件	675万件	101.6%
文書勧奨	1,196万件	1,226万件	102.5%
合計	6,254万件	6,131万件	98.0%

※ 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは一致しない場合がある。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用状況

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施したが、第1号被保険者の減少に伴い、口座振替加入者数は407万人となり伸びは見られなかったものの、口座振替利用率は35.7%（対前年度比0.1ポイント）と増加している。

	平成25年度	平成26年度	対前年度比
口座振替納付者数	427万人	407万人	△21万人
口座振替利用率	35.6%	35.7%	+0.1ポイント

クレジットカードの利用状況

- 平成26年度におけるクレジットカード利用率は1.8%（対前年度比+0.1ポイント）であり、前年度と同程度であった。

	平成25年度	平成26年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	21万人	21万人	△0.3万人
クレジットカード利用率	1.8%	1.8%	+0.1ポイント

コンビニ・電子納付の利用状況

- 平成26年度におけるコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は、1,550万件（対前年度比112万件増）、収納月数は2,732万月（対前年度比226万月増）となっており、利用者の増加傾向が続いている。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、139万件（対前年度比97万件増）、収納月数は346万月（対前年度比220万月増）となっている。

	平成25年度	平成26年度	対前年度比		平成25年度	平成26年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,438万件	1,550万件	+112万件	電子納付利用件数	42万件	139万件	+97万件
コンビニ納付収納月数	2,506万月	2,732万月	+226万月	電子納付収納月数	126万月	346万月	+220万月

平成 26 年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【 目 次 】

I 平成 26 年度の被保険者の状況	
1 国民年金被保険者の動向	1
2 第 1 号被保険者の動向	
(1) 第 1 号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2) 第 1 号被保険者の年齢構成の変化	2
II 平成 26 年度の保険料納付状況	
1 保険料納付状況	
(1) 納付率等の推移	3
(2) 納付月数の推移	4
(3) 年齢階級別の納付率	5
(4) 免除状況別の納付率	6
2 現年度分納付率の変化に係る分析	
(1) 被保険者属性別の納付率の変化	7
(2) 納付率の変化の影響度	8
III 地域別の保険料納付状況	
(1) 都道府県別の保険料納付状況	9
(2) 市区町村規模別の保険料納付状況	11
(参考) 都道府県別全額免除割合の変化	12

平成 27 年 6 月

厚生労働省年金局

I 平成 26 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成 26 年度末現在で 1,742 万人と、前年度末と比べ 63 万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成 26 年度末現在でそれぞれ 134 万人及び 245 万人となっており、前年度末と比べ法定免除者数は 3 千人増加、申請全額免除者数は 4 万人減少している。
- 平成 26 年度末の納付対象者数は 1,140 万人となっており、前年度末と比べ 60 万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成 26 年度末現在で 61 万人となっており、前年度末と比べ 3 万人増加している。

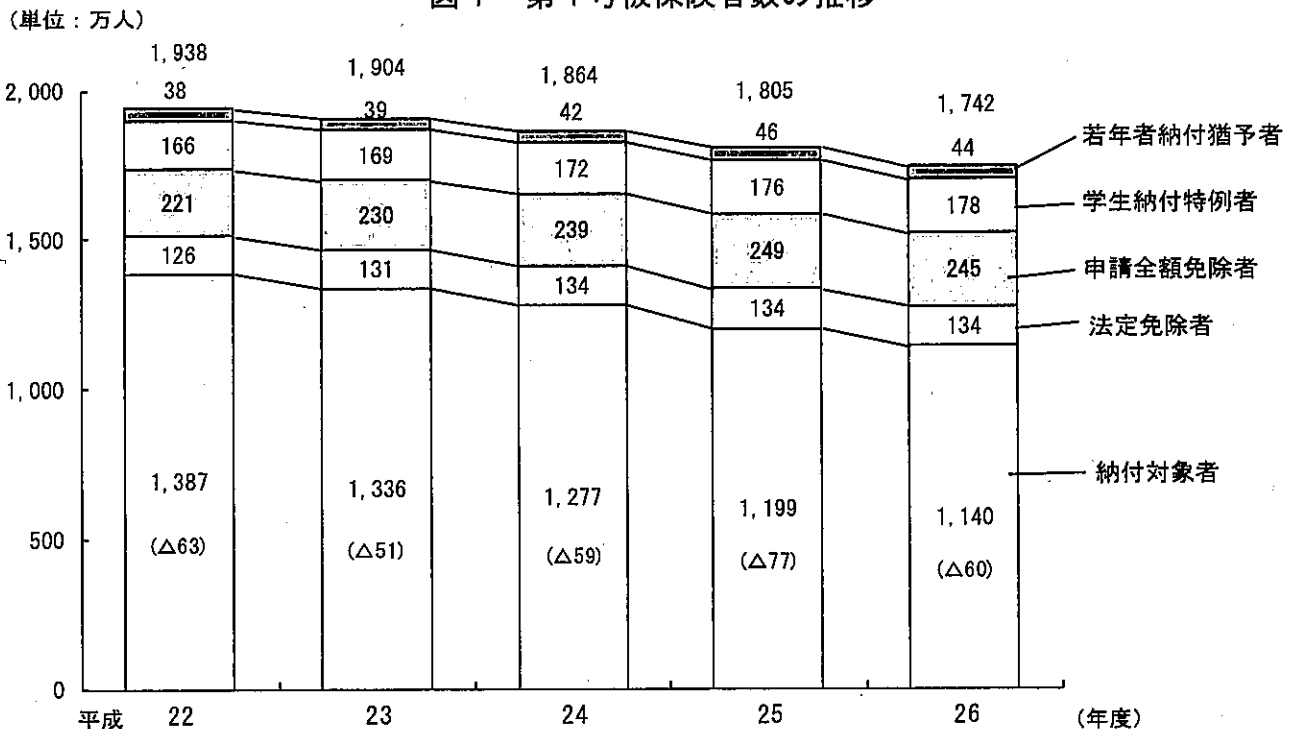
表 1 国民年金被保険者数の動向

	第 1 号被保険者												任意加入被保険者	被用者年金被保険者 (第 2 号被保険者等)	(再掲) 厚生年金 保険	第 3 号 被保険者
	第 1 号被保険者 (任意加入 を含む)	法定免除者						一部免除者			納付対象者					
		(再掲)	法定 免除者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	(再掲)	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者						
平成22年度	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34	3,883	3,441	1,005	
23	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33	3,892	3,451	978	
24	1,864	1,834	587	134	239	172	42	48	26	15	7	29	3,912	3,472	960	
25	1,805	1,779	606	134	249	176	46	59	30	19	9	27	3,967	3,527	945	
26	1,742	1,718	602	134	245	178	44	61	31	20	10	24	(4,038)	3,599	932	

注 1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注 2 被用者年金被保険者欄の () 内の数字は、共済組合の加入者数を平成 25 年度末実績とした場合の暫定値である。

図 1 第 1 号被保険者数の推移



注 1 納付対象者は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む。）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注 2 納付対象者の () 内の数字は対前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成26年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は28.7%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

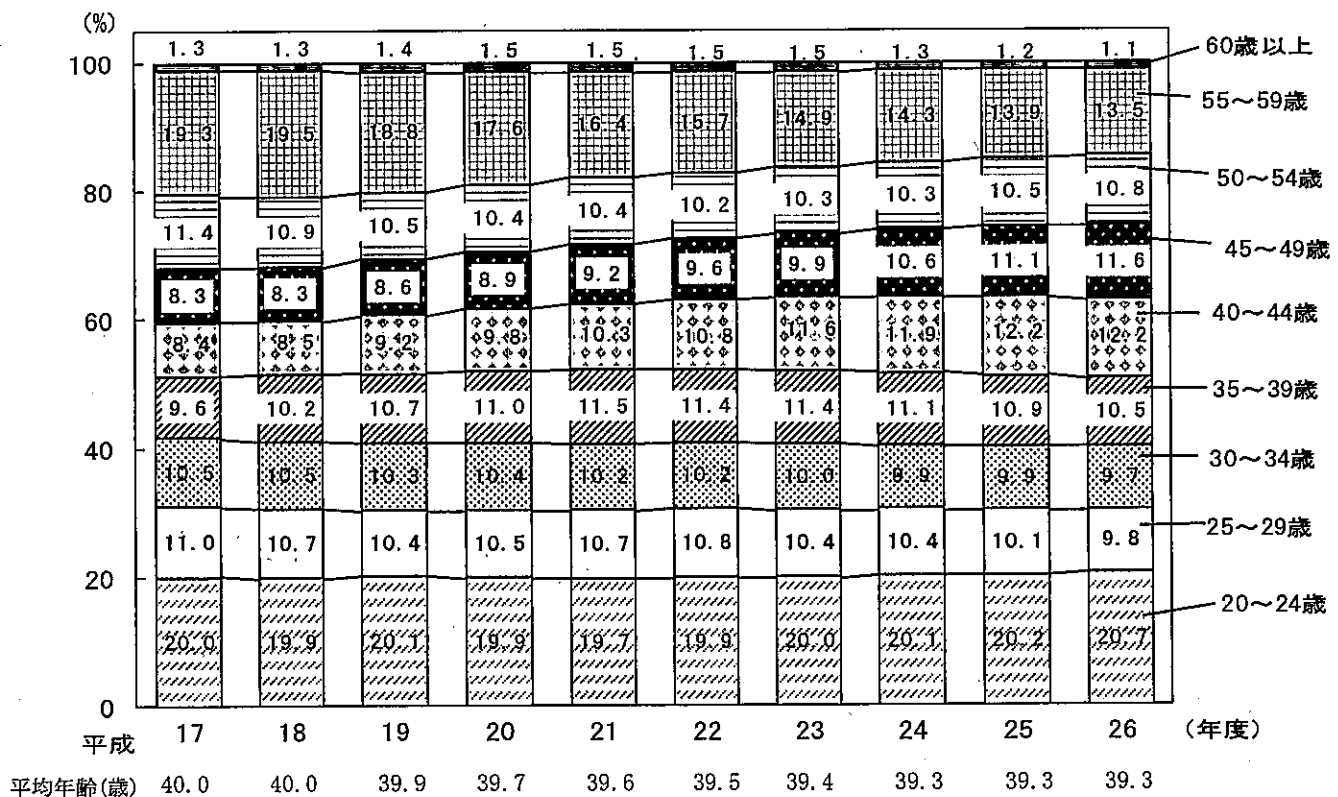
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成22年度	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成26年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が20.7%と最も高く、次に55～59歳が13.5%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

II 平成 26 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 平成 26 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付対象月数が前年度に比べ 830 万月 (5.7%) の減少、納付月数が 210 万月 (2.4%) の減少となった結果、納付率は 63.05% となり、前年度の 60.89% から 2.17 ポイントの上昇となった。
- 平成 24 年度分保険料の最終納付率は 67.76% となり、前々年度の 58.99% から 8.77 ポイント伸びている。

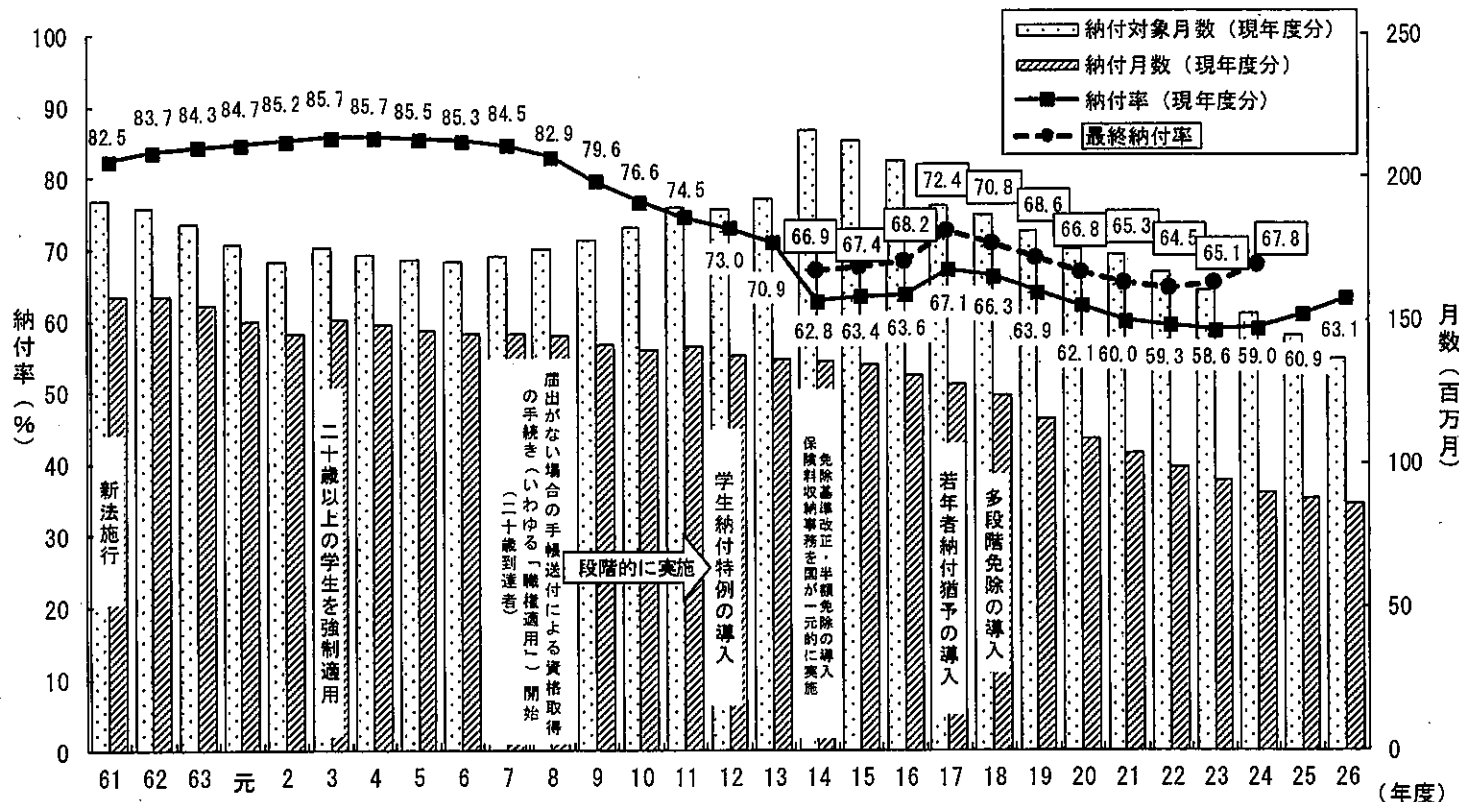
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位: 万月)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納付対象月数	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)	13,651 (△ 5.7)
納付月数	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)	8,607 (△ 2.4)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率等の推移



注 1 $\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成22年度分保険料	59.31	62.20 (2.89)	64.55 (2.35)		
平成23年度分保険料		58.64	62.55 (3.91)	65.08 (2.53)	
平成24年度分保険料			58.99	63.46 (4.47)	67.76 (4.30)
平成25年度分保険料				60.89	67.19 (6.30)
平成26年度分保険料					63.05

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 () 内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移 (過年度分含む)

(単位：万月)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成22年度分保険料	納付対象月数	16,679	16,685	16,776		
	納付月数	9,893	10,379	10,829		
平成23年度分保険料	納付対象月数		16,042	15,921	16,041	
	納付月数		9,407	9,959	10,439	
平成24年度分保険料	納付対象月数			15,274	15,204	15,040
	納付月数			9,010	9,648	10,191
平成25年度分保険料	納付対象月数				14,481	14,145
	納付月数				8,817	9,504
平成26年度分保険料	納付対象月数					13,651
	納付月数					8,607

注. 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成26年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は9,838万月分(対前年度比 Δ 1.0%)であり、そのうち当年度分は8,607万月分(対前年度比 Δ 2.4%)、過年度分は1,230万月分(対前年度比+10.0%)となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比 (%)
総納付月数	10,841	10,329	10,012	9,935	9,838	Δ 1.0
現年度分納付月数	9,893	9,407	9,010	8,817	8,607	Δ 2.4
過年度分納付月数	948	921	1,002	1,118	1,230	10.0
前年度分	556	486	552	638	687	7.7
前々年度分	392	435	450	480	543	13.1

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成26年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、昨年に続き全ての年齢階級において納付率が上昇している。
- 出生年度別に納付率をみると、平成3年度に生まれた者が低くなっているのを除き、上昇している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

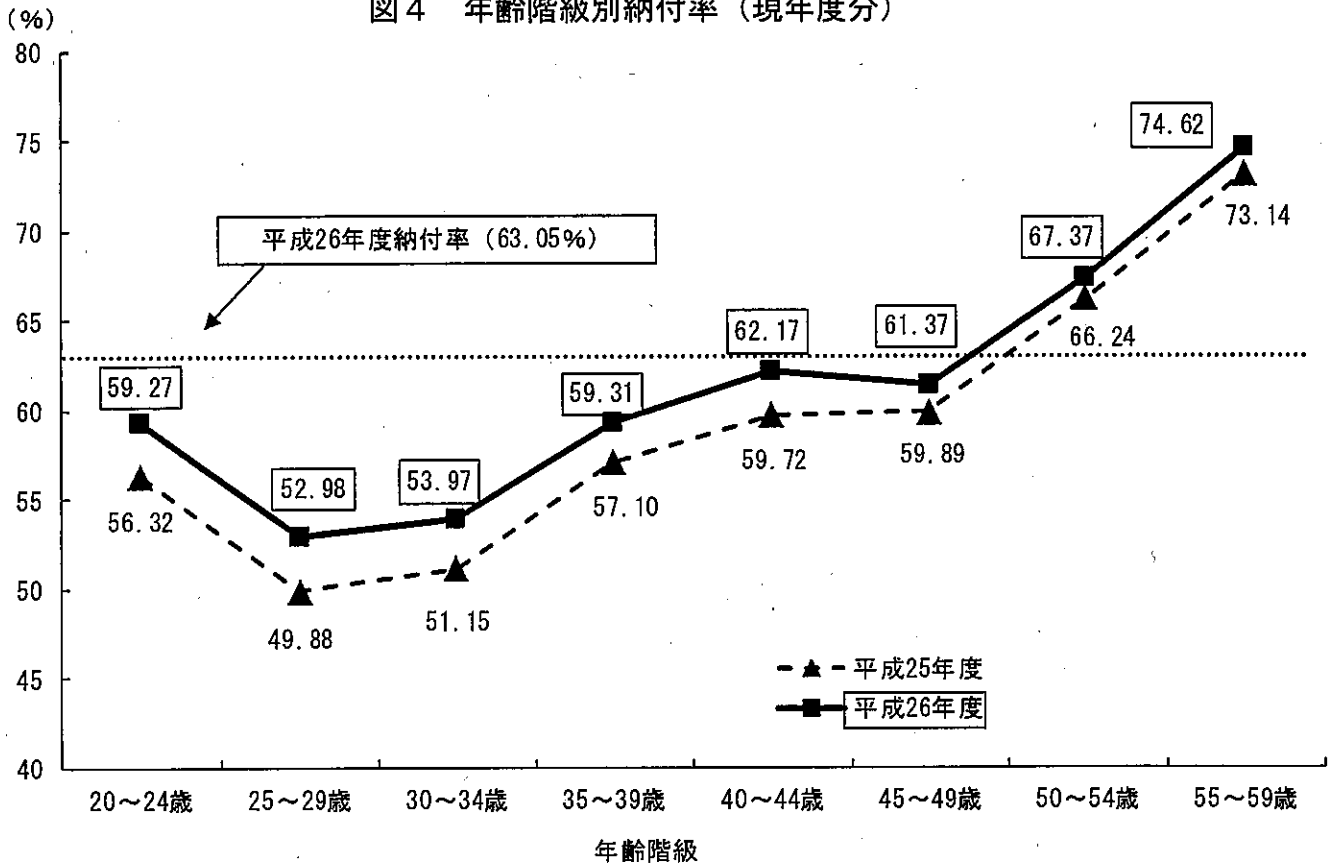
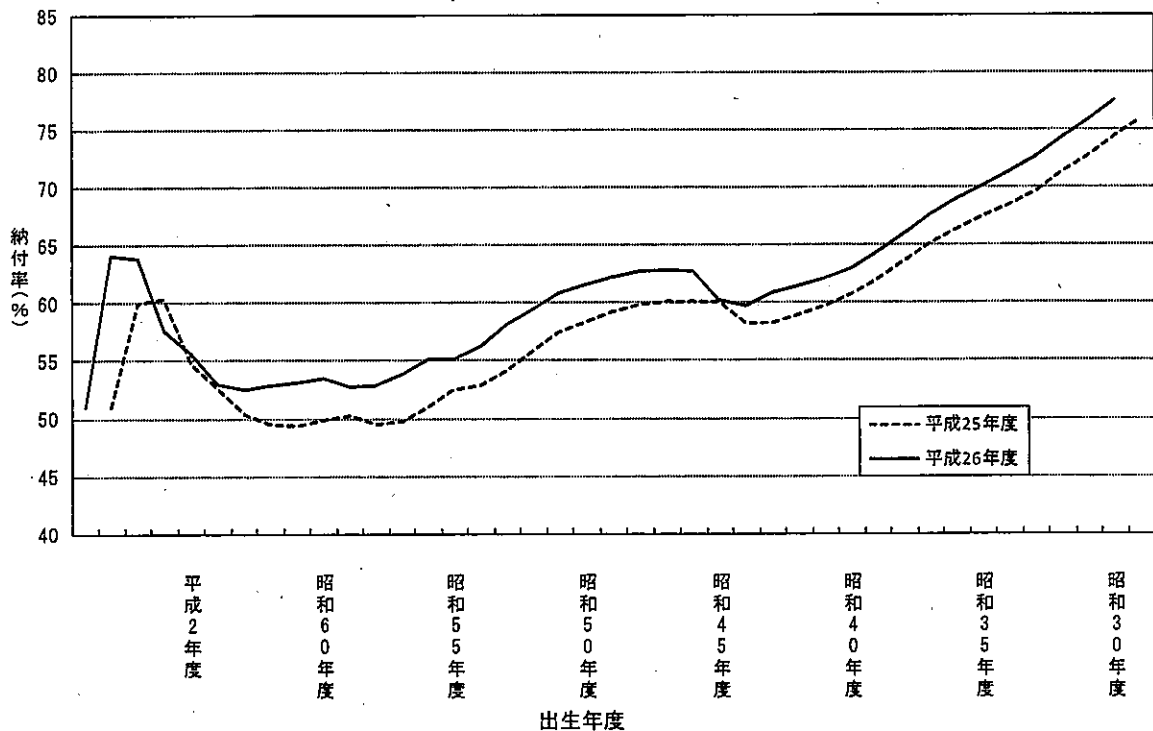


図5 出生年度別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成26年度における定額保険料納付に係る納付率は64.90%と、前年度に比べ2.61ポイントの上昇となっている。
- 平成26年度の一部免除された保険料に係る納付率は36.22%となっており、前年度に比べ0.22ポイント低下している。

表7 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成22年度	納付対象月数 (万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数 (万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.31	60.09	38.88	43.40	36.80	26.03
平成23年度	納付対象月数 (万月)	16,042	15,415	628	340	200	88
	納付月数 (万月)	9,407	9,169	238	147	70	22
	納付率(%)	58.64	59.48	37.98	43.17	34.95	24.82
平成24年度	納付対象月数 (万月)	15,274	14,606	668	357	212	99
	納付月数 (万月)	9,010	8,757	253	156	73	24
	納付率(%)	58.99	59.95	37.90	43.83	34.29	24.28
平成25年度	納付対象月数 (万月)	14,481	13,696	785	403	252	130
	納付月数 (万月)	8,817	8,531	286	175	82	30
	納付率(%)	60.89	62.29	36.44	43.40	32.41	22.70
平成26年度	納付対象月数 (万月)	13,651	12,774	877	438	284	155
	納付月数 (万月)	8,607	8,290	318	192	91	35
	納付率(%)	63.05	64.90	36.22	43.89	31.92	22.46

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成26年度の納付率は64.95%となっており、前年度と比べて1.84ポイント上昇している。
- 「25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成25年度の状況（納付率 60.89%）		平成26年度の状況（納付率 63.05%）	
1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.84%（納付対象月 273万円）	平成25年度のみ 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 64.95%（納付対象月 9,884万円）
	その他平成25年度中に資格喪失した者 納付率 59.88%（納付対象月 1,290万円）		
25年度は納付対象月があり、26年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 13.79%（納付対象月 286万円）	平成26年度のみ 納付対象月がある者	25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者
	学生納付特例者等 納付率 16.74%（納付対象月 275万円）		
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 63.11%（納付対象月 9,918万円）	新規資格取得者	20歳に到達した者 納付率 53.15%（納付対象月 223万円）
	26年度中に60歳に到達した者 納付率 77.66%（納付対象月 471万円）		手帳送付者 納付率 27.67%（納付対象月 123万円）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 57.14%（納付対象月 1,967万円）		それ以外の者 納付率 84.53%（納付対象月 100万円）
			2号からの移行者等 納付率 59.96%（納付対象月 593万円）
			3号からの移行者 納付率 75.35%（納付対象月 165万円）
			その他 納付率 21.14%（納付対象月 224万円）

注 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

(2) 納付率の変化の影響度

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化2.17ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、両年度とも納付対象月がある者の影響度は次のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 . . . +1.42ポイント
- 26年度中に60歳に到達した者による影響 . . . △0.16ポイント
- その他この2年間に資格喪失や再取得した者等による影響 . . . +0.72ポイント

表8 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				0.06	2.11	2.17
被保険者属性	平成25年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達した者	△ 0.30	.	△ 0.30
			その他25年度中に資格喪失した者	0.09	.	0.09
		25年度は納付対象月があり、 26年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.93	.	0.93
			学生納付特例者等	0.84	.	0.84
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.09	1.33	1.42
		26年度中に60歳に到達した者		△ 0.22	0.07	△ 0.16
		その他（この2年間に資格喪失や再取得した者等）		0.01	0.71	0.72
	平成26年度のみ 納付対象月がある者	25年度は全額免除で、 26年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.48	.	△ 0.48
			学生納付特例者等	△ 0.25	.	△ 0.25
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.13	.	△ 0.13
			2号からの移行者等	△ 0.04	.	△ 0.04
			3号からの移行者	0.17	.	0.17
その他			△ 0.65	.	△ 0.65	

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成26年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、昨年に続き全ての都道府県で上昇している。
- 納付率の上昇幅が大きかった上位3府県は、奈良、福岡、沖縄となっている。

表9 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成25年度（現年度分）				平成26年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全 国	14,481	8,817	60.89		13,651	8,607	63.05		2.17		2.17	
北海道	564	341	60.36	33	523	326	62.30	36	1.94	33	0.07	9
青森県	153	91	59.81	36	139	87	62.25	37	2.44	15	0.03	26
岩手県	129	88	67.89	12	120	84	70.34	12	2.45	14	0.02	30
宮城県	262	158	60.34	34	244	153	62.66	34	2.32	25	0.04	15
秋田県	99	69	69.93	8	90	64	71.73	8	1.80	36	0.01	43
山形県	113	81	71.66	3	104	76	73.12	4	1.46	44	0.01	46
福島県	199	126	63.12	28	188	121	64.63	30	1.51	43	0.02	29
茨城県	382	222	58.25	43	359	217	60.64	42	2.39	22	0.06	11
栃木県	245	143	58.47	40	231	139	60.40	43	1.93	34	0.03	19
群馬県	244	154	62.96	29	226	149	66.02	27	3.06	5	0.05	12
埼玉県	936	533	56.91	45	889	527	59.30	44	2.39	20	0.15	3
千葉県	771	455	59.04	39	729	444	60.94	41	1.90	35	0.10	8
東京都	1,929	1,103	57.18	44	1,858	1,092	58.77	45	1.59	42	0.21	1
神奈川県	1,133	674	59.53	38	1,071	663	61.89	39	2.36	23	0.18	2
新潟県	225	164	72.87	2	209	157	75.27	2	2.40	19	0.03	18
富山県	98	70	71.55	4	91	68	74.38	3	2.83	9	0.02	32
石川県	114	81	71.31	6	108	79	73.04	6	1.73	37	0.01	36
福井県	74	53	71.44	5	69	51	73.05	5	1.62	41	0.01	47
山梨県	102	68	66.67	17	95	65	68.36	19	1.69	39	0.01	40
長野県	230	158	68.97	10	216	154	71.27	9	2.30	26	0.04	17
岐阜県	233	163	70.04	7	219	157	71.77	7	1.73	38	0.03	23
静岡県	426	277	65.01	21	399	269	67.40	22	2.39	21	0.07	10
愛知県	848	549	64.72	22	809	541	66.87	24	2.15	28	0.13	5
三重県	195	134	68.61	11	184	130	70.59	11	1.97	31	0.03	25
滋賀県	142	95	67.06	16	133	93	69.46	14	2.40	17	0.02	28
京都府	283	183	64.52	24	271	178	65.70	28	1.18	46	0.02	27
大阪府	1,018	528	51.85	46	967	522	53.98	46	2.12	29	0.15	4
兵庫県	583	349	59.73	37	548	342	62.32	35	2.59	11	0.10	7
奈良県	151	98	65.43	19	138	95	69.25	16	3.82	1	0.04	16
和歌山県	112	77	69.31	9	106	75	70.94	10	1.62	40	0.01	37
鳥取県	54	36	66.47	18	49	34	69.53	13	3.05	6	0.01	41
島根県	55	41	73.35	1	51	39	76.71	1	3.36	4	0.01	39
岡山県	177	113	64.11	27	167	111	66.35	25	2.24	27	0.03	22
広島県	278	182	65.20	20	261	176	67.60	20	2.40	18	0.05	13
山口県	125	84	67.25	15	118	81	69.26	15	2.01	30	0.02	33
徳島県	73	47	64.20	26	68	45	66.14	26	1.95	32	0.01	42
香川県	93	63	67.58	14	88	61	69.00	17	1.42	45	0.01	44
愛媛県	134	91	67.74	13	127	87	68.66	18	0.92	47	0.01	45
高知県	74	48	64.61	23	69	46	67.11	23	2.50	12	0.01	38
福岡県	485	283	58.31	41	453	280	61.89	38	3.58	2	0.12	6
佐賀県	84	54	64.41	25	77	52	67.40	21	2.99	7	0.02	34
長崎県	146	85	58.28	42	135	83	61.17	40	2.89	8	0.03	21
熊本県	191	120	62.93	30	177	116	65.29	29	2.36	24	0.03	20
大分県	97	60	61.99	31	90	58	64.43	31	2.44	16	0.02	35
宮崎県	111	68	61.05	32	103	65	63.53	32	2.48	13	0.02	31
鹿児島県	149	90	60.26	35	138	87	62.96	33	2.70	10	0.03	24
沖縄県	162	67	41.70	47	148	67	45.17	47	3.47	3	0.04	14

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表 10 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成26年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成25年度分				平成24年度分			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び	
					(ポイント)	順位			(ポイント)	順位
全 国	63.05		67.19		6.30		67.76		4.30	
北海道	62.30	36	66.90	35	6.53	17	67.07	33	3.81	33
青森県	62.25	37	66.12	36	6.31	20	66.66	37	4.20	20
岩手県	70.34	12	74.65	11	6.76	12	75.37	10	4.24	18
宮城県	62.66	34	67.75	31	7.42	3	68.81	31	4.87	2
秋田県	71.73	8	76.04	7	6.11	26	76.82	7	3.67	37
山形県	73.12	4	77.52	4	5.85	36	78.50	3	4.00	25
福島県	64.63	30	70.09	27	6.96	7	70.53	26	3.65	39
茨城県	60.64	42	64.85	39	6.60	15	65.18	40	4.81	3
栃木県	60.40	43	64.80	41	6.33	19	65.05	41	4.27	17
群馬県	66.02	27	69.90	29	6.93	8	70.23	28	4.33	16
埼玉県	59.30	44	63.37	44	6.46	18	64.66	42	4.78	4
千葉県	60.94	41	64.84	40	5.79	37	66.06	39	4.59	11
東京都	58.77	45	63.09	45	5.91	34	64.49	43	4.51	13
神奈川県	61.89	39	65.77	38	6.24	23	66.85	35	4.54	12
新潟県	75.27	2	79.15	2	6.28	22	79.60	2	4.08	22
富山県	74.38	3	77.59	3	6.04	30	77.95	4	3.67	38
石川県	73.04	6	76.72	6	5.41	46	77.34	6	3.45	44
福井県	73.05	5	77.14	5	5.70	39	77.74	5	3.52	41
山梨県	68.36	19	72.88	19	6.21	25	72.93	18	4.22	19
長野県	71.27	9	75.26	9	6.28	21	75.51	9	4.02	24
岐阜県	71.77	7	75.50	8	5.45	44	76.02	8	3.47	43
静岡県	67.40	22	71.06	24	6.05	29	71.63	23	3.96	27
愛知県	66.87	24	70.59	25	5.87	35	71.24	25	3.95	28
三重県	70.59	11	74.04	12	5.43	45	74.58	12	3.85	31
滋賀県	69.46	14	73.75	14	6.69	14	74.41	13	4.74	8
京都府	65.70	28	71.44	22	6.92	9	71.78	21	4.96	1
大阪府	53.98	46	58.72	46	6.87	10	58.82	46	4.78	5
兵庫県	62.32	35	66.92	34	7.19	4	66.92	34	4.77	6
奈良県	69.25	16	72.91	18	7.48	2	71.78	22	4.71	10
和歌山県	70.94	10	74.94	10	5.63	42	75.35	11	3.85	30
鳥取県	69.53	13	73.63	16	7.16	5	73.38	17	4.42	14
島根県	76.71	1	79.92	1	6.57	16	79.67	1	3.98	26
岡山県	66.35	25	71.15	23	7.05	6	71.83	20	4.73	9
広島県	67.60	20	71.92	20	6.72	13	72.06	19	4.06	23
山口県	69.26	15	73.23	17	5.97	31	73.68	15	3.88	29
徳島県	66.14	26	69.96	28	5.77	38	70.27	27	3.84	32
香川県	69.00	17	73.79	13	6.21	24	73.62	16	4.16	21
愛媛県	68.66	18	73.65	15	5.91	33	73.95	14	3.78	35
高知県	67.11	23	71.47	21	6.86	11	71.28	24	4.75	7
福岡県	61.89	38	64.37	42	6.07	27	63.68	44	3.38	46
佐賀県	67.40	21	70.11	26	5.70	40	70.17	29	3.47	42
長崎県	61.17	40	63.85	43	5.57	43	63.05	45	3.39	45
熊本県	65.29	29	68.85	30	5.92	32	68.94	30	3.64	40
大分県	64.43	31	67.08	33	5.09	47	66.68	36	3.74	36
宮崎県	63.53	32	67.10	32	6.05	28	67.48	32	3.32	47
鹿児島県	62.96	33	65.95	37	5.69	41	66.28	38	3.80	34
沖縄県	45.17	47	49.27	47	7.57	1	47.93	47	4.39	15

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成 26 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村が最も高く、政令指定都市及び東京 23 区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で 2.44 ポイント上昇、東京 23 区で 1.46 ポイント上昇、その他の市で 2.22 ポイント上昇、町村で 2.22 ポイント上昇し、昨年に続き全ての市区町村規模で上昇している。

表 1 1 市区町村の規模別納付率の変化

	平成25年度 (現年度分)			平成26年度 (現年度分)			平成25年度から 26年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	14,481	8,817	60.89	13,651	8,607	63.05	△ 5.7	△ 2.4	2.17
政令指定都市	3,100	1,782	57.49	2,934	1,758	59.93	△ 5.4	△ 1.3	2.44
東 京 23 区	1,368	768	56.14	1,322	761	57.60	△ 3.4	△ 0.9	1.46
そ の 他 の 市	8,715	5,403	62.00	8,192	5,260	64.21	△ 6.0	△ 2.6	2.22
町 村	1,298	864	66.56	1,204	828	68.78	△ 7.3	△ 4.2	2.22

(参考) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成25年度①	平成26年度②	差(②-①)	平成25年度	平成26年度
全 国	34.1	35.1	1.0	3.3	3.6
北海道	40.6	42.1	1.4	4.4	4.5
青森県	40.7	41.9	1.2	5.8	6.5
岩手県	35.4	36.2	0.8	5.3	5.8
宮城県	33.6	34.4	0.7	4.3	4.7
秋田県	38.6	39.8	1.2	5.5	6.0
山形県	32.4	33.5	1.0	4.9	4.9
福島県	36.8	37.3	0.5	3.8	4.2
茨城県	30.0	31.2	1.3	2.9	4.1
栃木県	30.3	31.2	0.9	3.2	4.1
群馬県	29.4	31.2	1.8	3.3	3.6
埼玉県	27.7	28.7	1.1	2.3	2.8
千葉県	28.1	28.9	0.8	2.0	2.3
東京都	26.4	27.1	0.7	2.1	2.2
神奈川県	27.4	28.9	1.5	2.2	2.4
新潟県	33.6	34.8	1.2	3.2	4.2
富山県	29.2	30.6	1.4	2.0	2.5
石川県	34.0	34.9	0.9	3.4	3.5
福井県	33.0	33.6	0.6	3.3	3.9
山梨県	33.5	34.6	1.1	4.3	4.1
長野県	30.1	31.1	1.0	2.6	3.4
岐阜県	29.2	30.5	1.3	3.2	3.3
静岡県	28.0	29.5	1.5	2.7	2.9
愛知県	28.6	29.3	0.7	2.8	3.0
三重県	31.0	31.6	0.6	2.9	3.2
滋賀県	34.6	35.9	1.3	2.7	3.3
京都府	40.3	40.5	0.1	3.8	3.4
大阪府	39.9	40.8	0.9	3.4	3.6
兵庫県	38.4	39.5	1.0	3.7	3.6
奈良県	39.7	41.9	2.2	3.2	3.9
和歌山県	40.4	41.0	0.6	3.7	3.7
鳥取県	40.0	41.2	1.2	4.5	4.6
島根県	38.0	39.4	1.5	3.7	4.4
岡山県	38.2	38.9	0.7	3.6	3.8
広島県	36.4	37.9	1.6	2.8	3.4
山口県	38.1	38.7	0.7	4.2	4.2
徳島県	43.3	44.0	0.7	3.4	3.5
香川県	36.1	37.0	0.9	3.2	3.4
愛媛県	42.6	43.0	0.4	4.6	4.3
高知県	43.4	44.6	1.2	4.2	5.1
福岡県	44.7	46.2	1.5	4.9	5.2
佐賀県	40.0	40.9	0.9	5.1	5.8
長崎県	41.5	42.1	0.6	4.8	5.5
熊本県	41.0	42.2	1.2	5.7	5.6
大分県	44.8	45.4	0.6	4.8	4.9
宮崎県	43.8	44.5	0.7	6.3	6.6
鹿児島県	45.8	46.6	0.8	4.8	5.2
沖縄県	53.7	54.2	0.4	4.9	5.2

注1 全額免除割合 (%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

注2 一部免除割合 (%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$